

# 令和 8 年度

## 初神二丁目町有地売却申込要領

物件番号	所在地	実測面積	区域区分	用途地域
2	安芸郡熊野町 初神二丁目 9646 番 4	337.49 m <sup>2</sup>	市街化調整区域	無指定

### 熊野町総務部財務課

**【申込先・問合せ先】**

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号

担当：総務部財務課

電話：082-820-5632

## 目次

申込みから所有権移転までの流れ	1
町有地売却申込要領	3
1 入札物件	3
2 物件の確認	3
3 契約に当たって付する主な特約	4
4 入札参加資格	4
5 入札参加申込み	5
6 入札に必要な書類	6
7 入札保証金	6
8 入札に当たっての注意事項	7
9 入札（期間入札）	8
10 開札	8
11 落札者の決定	9
12 開札結果	9
13 契約の締結	9
14 売買代金の支払方法	9
15 所有権の移転等	10
16 その他の注意事項	11
土地売買契約書（見本）	12
添付書類	15
様式第1号 入札申込書	15
様式第1号別紙	16
様式第2号 入札受付書	17
様式第3号 入札保証金払込書発行依頼書	18
様式第4号 入札書	19
様式第5号 入札保証金還付請求書	20
様式第6号 入札結果の公表等に関する同意書	21
物件説明	23

## 申込みから所有権移転までの流れ

※3ページ以降の「町有地売却申込要領」を必ずお読みください。

※各物件は現状有姿での引き渡しになります。必ず現地を確認のうえお申し込みください。

### ● 一般競争入札申込み

○受付期間：令和8年5月27日（水）～令和8年6月16日（火）（閉庁日を除く）

○受付場所：熊野町役場 総務部財務課

### ● 入札保証金の納付

申込みをされた方は、入札保証金を納付していただきます。

### ● 入 札（期間入札）

○受付期間：令和8年6月18日（木）～令和8年6月26日（金）（閉庁日を除く）

○受付場所：熊野町役場 総務部財務課

### ● 開札・落札者決定

○開札日時：令和8年6月30日（火）午後2時から

○開札場所：熊野町役場 3階会議室

### ● 契約の締結、契約保証金の納付

落札者と売買契約を締結し、契約保証金を納付していただきます。

（売買代金を即納する場合、契約保証金は必要ありません）

### ● 売買代金の支払い

売買代金から契約保証金を差し引いた残額を一括納付していただきます。

### ● 所有権の移転等

所有権は、売買代金完納と同時に移転し、物件を現況のまま引き渡します。

※所有権移転の登記手続きは、熊野町が広島法務局に対して囑託します。

## ● 注意事項

### 物件番号 2 【初神二丁目 9646 番 4】

#### (1) 土地の現況について

- ・敷地と北東側の町道の間には広島県の水道用地（初神二丁目 9646 番 3、広島県水道広域連合企業団管理）があります。水道用地の現況は用水路で所有者不明のグレーチングが設置されています。（占有に関する資料はありませんので広島県水道広域連合企業団に確認してください。）
- ・敷地と隣接地の町有地（初神二丁目 9646 番 7）を囲うメッシュフェンス（忍び返し付）高さ 2.2 m、延長 75m と門柱 1.8m 2 本が設置されています。また、初神二丁目 9646 番 7 には、電気事業の電柱 1 本と町所有の防災行政無線が 1 本設置されています。メッシュフェンスを撤去する場合は、町防災安全課と協議をお願いします。
- ・市街化調整区域であることから建築する場合は、都市計画法上の許可が必要になります。また、敷地と町道初神中央線と接道は、広島県の水道用地が存在するため、建築基準法上の接道はありません。このため、建築を検討される場合は広島県西部建設事務所建築課に相談してください。
- ・宅地造成工事規制区域のため、造成工事等を行う場合は町都市整備課に相談してください。
- ・地下については埋蔵物調査、土壌汚染調査等はありません。
- ・上記を含め、現状有姿での引き渡しとするため、事前に現地を確認し、関係者と協議する等、土地利用計画に合わせた適切な処置を落札者の負担と責任で行ってください。

## 町有地売却申込要領

熊野町が行う「土地の売り払い」の一般競争入札（以下、「入札」という。）に参加される方は、本申込要領の内容を承知のうえ、入札に参加してください。

### 1. 入札物件

#### 物件番号 2

所在地	公 簿		現 況		最低売却価格
	地目	地積	地目	面積	
初神二丁目9646番4	雑種地	337㎡	雑種地	337.49㎡	4,520,000円

※入札物件の詳細については、物件説明（P23）をご覧ください。

※物件は、現況のままで引き渡します。（図面と現況が相異している場合は、現況が優先します。）

※現地説明会は実施いたしません。入札参加を希望される方は、申込み前に必ず現地状況をご確認ください。

### 2. 物件の確認

- （1）現地及び図面により敷地の範囲及び地上・空中工作物の位置を確認してください。
- （2）立木の伐採、雑草の草刈等地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等の権利の帰属主体の如何を問わず、一切熊野町では行いません。
- （3）熊野町では、上下水道、電気等供給処理施設に係る補修、撤去や引き込み工事を実施したり、これらに必要な費用を負担したり、供給処理施設への負担金の支払い等は一切行いません。
- （4）建設に係る条件及び上下水道、電気の引き込み等については、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等に対して事前によくお問い合わせのうえ、対応してください。

※ 物件は、現況のままで引き渡します。

※ 必ず現地をご確認ください。

### 3. 契約に当たって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはなりません。

(3) 実地調査等

(1)、(2)について、本町において必要があると認めるときは、実地調査等を行います。買主は協力義務があります。

(4) 違約金

(1)、(2)の条件に違反したときは、町の定める金額を違約金として町に支払わなければなりません。

### 4. 入札参加資格

入札に参加される方が次に掲げる事項に該当しない者であれば、個人、法人または、2人以上の共有名義を問わず、どなたでも入札に参加できます。

(1) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後、3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

① 熊野町との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 熊野町が行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 熊野町が行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なくして、熊野町との契約を履行しなかった者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

(4) 市町村税を滞納している者

(5) 上記の他、申請に不正があった者、又は、熊野町の審査により売却の相手方として不適切であると判断された者

## 5. 入札参加申込み

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

(1) 受付期間

令和8年5月27日(水)から令和8年6月16日(火)まで  
午前8時30分～午後5時15分(ただし、正午～午後1時を除く)  
※閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)は受付を行いません。  
※最終日は午後5時15分必着(郵送・持参とも)

(2) 受付場所

熊野町役場 総務部 財務課  
安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 (Tel.082-820-5632)

(3) 申込方法

様式第1号「入札申込書」(P15)、様式第2号「入札受付書」(P17)、様式第3号「入札保証金払込書発行依頼書」(P18)に必要な事項を記入又は押印(印鑑証明書の印)し、次の書類を添えて熊野町 総務部 財務課へ郵送(簡易書留(申込者費用負担))又は直接持参により申込んでください(FAX、電子メール等無効)。申込みされた方には、必要な書類一式をお渡しします。なお、申込み内容に不備や不足等がある場合は、申込みが無効となることがありますのでご注意ください。

(4) 添付書類

① 個人の場合

- i 住民票(世帯全員の表示があり、個人番号・本籍の記載のないもの)の写し . . . 1通
- ii 印鑑登録証明書 . . . . . 1通
- iii 市町村税の納税証明書 . . . . . 1通

② 法人の場合

- i 商業・法人登記事項証明(履歴事項全部証明書) . . . . . 1通
- ii 印鑑証明書 . . . . . 1通
- iii 市町村税の納税証明書 . . . . . 1通

※ i、ii、iiiについては、発行後3ヶ月以内のもの。

※上記①iii及び②iiiの「市町村税の納税証明書」は、熊野町税の滞納がないことを証明する文書で、熊野町 住民生活部 税務住民課(熊野町役場1階・082-820-5603)で交付を受けることができます。熊野町以外の住所地の方は、それぞれの市役所・町村役場へお尋ねください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ① 申込みに当たっては、1社（1世帯）につき1申込みとなります。
- ② 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。その際には、様式第1号（P15）に代表して入札に参加される方の住所・氏名を記載していただき、様式第1号別紙（P16）を添付してお申込みください。様式第2号（P17）には代表者、共有予定者全員の住所・氏名を記載してください。  
また、代表者及び連名者全員について、持分を記載してください。なお、連名で申し込みされる場合は、連名者全員についての書類の提出が必要です。
- ③ 資格要件、遵守事項など申込みにおいて、虚偽の記載や不正の行為、違反が見つかった場合は、申込みを無効とし、落札者決定の取消を求める場合があります。

## 6. 入札に必要な書類

(1) 町からの発送書類

入札参加申込みされた方には、下記の書類一式をお渡し（送付）します。

- ① 入札書（2枚、1枚は予備）
- ② 封筒（入札書用）
- ③ 封筒（返信用）
- ④ 入札保証金納付書
- ⑤ 入札保証金還付請求書
- ⑥ 入札結果の公表に関する同意書
- ⑦ 入札受付書（熊野町による受付印押印済のもの）

(2) 書類の確認

送付された書類を確認の上、必要事項を記入又は押印してください（押印する印鑑は入札参加申込書に押印したものと同一であること）。

(3) 書類の提出

入札に必要な書類一式（下記）を、町から送られた返信用封筒により、郵送（簡易書留（入札参加者費用負担））又は直接持参によりご提出ください。

- ① 入札書（封筒に入れ、封緘の上、封筒の継ぎ目に封印（押印）してください。）
- ② 入札保証金の領収書の写し
- ③ 入札保証金還付請求書
- ④ 入札結果の公表に関する同意書

## 7. 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

- ① 入札参加の申込みをされた方は、入札者が見積もられる金額の5/100以上の額の入札保証金を指定の金融機関で納付していただきます（入札保証金の額の20倍の範囲で入札することができます）。

- ② 入札保証金の払込書は、様式第3号「入札保証金払込書発行依頼書」(P18)により作成しますので、入札申込み時には必ずご提出ください。
- ③ 入札保証金を事前に納付いただいた後は、納付後の領収書は大切に保管し、その写しをご提出ください。
- ④ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として熊野町に帰属し、お返ししません。

## (2) 入札保証金の還付

### ① 落札者

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引続き入札保証金として町で保有し、契約締結時には、売買代金の即納の場合には売買代金へ充当し、支払い期日延期の場合には契約保証金へ充当します。なお、契約保証金に充当された入札保証金は、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは返還されませんので、ご注意ください。

### ② その他の者

落札者以外の方（入札書の提出をしなかった方等を含む）には入札終了後、ご指定の銀行口座への振込みにより返還します（口座振込のため、時間を要しますのでご了承ください）。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。

## (3) 入札保証金の帰属

入札参加者が入札に関し、不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は町に帰属します。

## 8. 入札に当たっての注意事項

入札書は必ず熊野町所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。

- (1) 一度提出された入札書は、その理由のいかんに関わらず、その取り消し、変更、引き換え、入札後における見込み違い、誤記、物件に関する異議等があっても一切これを受け付けません。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑証明書と同じ印影）を押印していただきます。
- (3) 入札書への金額記入は、アラビア数字（0、1、2、3・・・）を使用し、金額の頭書きには「¥」印を付してください。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
  - ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - ② 入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
  - ③ 所定の入札書によらない入札
  - ④ 入札者の記名押印がない入札
  - ⑤ 入札申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
  - ⑥ 入札者が2以上の入札をしたとき。
  - ⑦ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

- ⑧ 入札者が連合して入札したとき。
- ⑨ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
- ⑩ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑪ 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
- ⑫ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。
- ⑬ 最低売却価格を下回る入札をしたとき。
- ⑭ その他不正の行為があった入札、入札に関する条件に違反した入札
- ⑮ 入札書が所定の場所・日時に到達しない場合

## 9. 入札（期間入札）

入札は、入札受付期間中に郵送（簡易書留（入札参加者負担））又は直接持参により、入札書（封筒入り）を含む「入札に必要な書類」一式（P 6「6. 入札に必要な書類（3）書類の提出」をご参照ください）を、熊野町役場 総務部 財務課に提出してください。

なお、入札受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札書は無効となります。郵送による提出の場合は、簡易書留にて早めの時期にお送りください。

### （1）入札受付期間

令和8年6月18日（木）から令和8年6月26日（金）まで  
午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く）  
※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。  
※最終日は午後5時15分必着（郵送・持参とも）

### （2）入札受付場所

熊野町役場 総務部 財務課  
安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号（Tel.082-820-5632）

## 10. 開札

開札への参加は任意です。なお、開札会場への入場には入札受付書（町の受付印押印済のもの）が必要となりますので、必ずご持参ください（会場への入室は1名まで）。

開札時において、入札者が開札会場に来場されていない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。

### （1）開札日時

令和8年6月30日（火）午後2時

### （2）開札場所

熊野町役場 3階会議室  
安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

## 11. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、有効な入札を行った者のうち入札書に記入された金額が、熊野町が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、該当する入札者が開札会場に会場に出席していない場合や、くじを引かれない方があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。
- (3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

## 12. 開札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札に不参加の方には、文書（郵送）にて当該入札に係る結果を通知します。

## 13. 契約の締結

- (1) 売買契約書の提出  
落札決定者は、令和8年7月3日（金）までに記入押印した契約書案を2通提出していただきます。
- (2) 契約の締結  
売買契約の締結は、落札者が契約書を提出した後に、速やかに行います。  
※売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。  
共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することとなります。
- (3) 契約費用  
売買契約書の1通（町が保管する分）には、契約金額に応じて収入印紙を落札決定者の負担により貼付していただきます。

## 14. 売買代金の支払方法

- (1) 即納の場合
  - ① 落札決定者は、熊野町が発行する納入通知書により契約締結日から金融機関の営業日である10日以内（令和8年7月17日（金）まで）に納付しなければなりません。  
なお、入札の際に納付された入札保証金は、売買代金に充当されることとなります。
  - ② 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、入札保証金は違約金として熊野町に帰属し、お返ししません。ご注意ください。

(2) 支払い期日延期の場合

① 契約保証金

落札決定者は、契約保証金（売買金額の 10/100 に相当する金額（1 円未満切上げ））を支払っていただきます。

支払方法については、入札保証金が契約保証金の一部に充当された残金について、熊野町が発行する納入通知書により契約締結日までに納入していただきます。また、入札保証金が契約保証金を超える場合は、入札保証金全額を契約保証金として充当します。

② 売買代金

売買代金の完納期限は、令和 8 年 7 月 31 日（金）となります。

支払方法については、契約保証金が売買代金の一部に充当された残金について、熊野町が発行する納入通知書により指定期日までに指定金額を納付していただきます。

③ 違約金

契約締結後、売買代金の納付を指定期日までに行わなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金として熊野町に帰属し、お返ししません。ご注意ください。

④ その他

契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

## 15. 所有権の移転等

(1) 物件の引き渡し

売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、物件を現況のまま引き渡します。（図面等と現況が相異している場合、現況が優先します。）

(2) 所有権登記

所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、熊野町が行います。

住宅ローン等金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記の連件として抵当権設定登記等を同時申請される際には、別途ご相談ください。

(3) 公租公課等

所有権の移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

(4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分について熊野町にご連絡ください。

(5) 落札者は、落札に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 16. その他の注意事項

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みを取り消すことがあります。
- (2) 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び県、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、熊野町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、熊野町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。



号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、土地の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第10条 甲は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

第11条 乙は、第9条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、第2条に規定する代金の100分の10に相当する額とする。

3 第1項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告しないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

（返還金等）

第13条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が負担した契約の費用は返還しない。

（有益費等請求権の放棄）

第14条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（乙の原状回復義務）

第15条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、土地が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの土地の賃貸料に相当する額(甲の算定する額)を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第15条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 熊野町  
代表者 熊野町長 三村裕史

乙 住所  
氏名

※売買代金を延期して納付する場合は、関連条項に一部変更があります。

# 入札申込書

受付印

一般競争入札による町有地の売払いについて、令和8年度初神二丁目町有地売却申込要領（以下「申込要領」という）の内容、熊野町財務規則を承諾の上、次のとおり申し込みます。また、申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 私は、申込要領「4. 入札参加資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、申込要領、入札物件の状況、入札物件を現地で確認した上で入札物件が現状のままで引き渡されること等全て承知の上参加しますので、後日これらの事項について熊野町に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和 年 月 日

熊野町長様

- 1 申込者または代表者（※1）

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名（※2））

印

電話番号

※印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。

持分（      /      ） ※連名での申し込みの場合、当該代表者が共有しようとする持分を記入してください。また、様式第1号別紙を添付してください。

- 2 申込物件

物件番号	所在地
2	安芸郡熊野町初神二丁目9646番4

注記 ※1 連名の場合の代表者になります。

※2 法人の代表者名になります。

様式第1号別紙

**連名者**

私は、申込物件を共有で取得するため、冒頭の事項を誓約し、代表者と連名して申し込みます。  
また代表者本人が入札を行う場合に限り、申込物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

電話番号

持分（      /      ）

**連名者**

私は、申込物件を共有で取得するため、冒頭の事項を誓約し、代表者と連名して申し込みます。  
また代表者本人が入札を行う場合に限り、申込物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

電話番号

持分（      /      ）

**連名者**

私は、申込物件を共有で取得するため、冒頭の事項を誓約し、代表者と連名して申し込みます。  
また代表者本人が入札を行う場合に限り、申込物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

電話番号

持分（      /      ）

連名者の押印は、印鑑登録済の印(実印)を使用してください。

受付印

## 入 札 受 付 書

1 申込者または代表者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

電話番号

2 連名者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

3 申込物件

物件番号	所 在 地
2	安芸郡熊野町初神二丁目9646番4

※開札会場にお越しの際は、この入札受付書（町による受付印押印済のもの）を必ず持参してください。

## 入札保証金払込書発行依頼書

令和 年 月 日

熊野町長様

申込者または代表者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

令和8年度初神二丁目町有地売却一般競争入札への参加に係る入札保証金の納付のため、下記のとおり払込書の発行を依頼します。

### 1 入札保証金払込書発行依頼額

金額

				百万			千			円
--	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

### 2 申込物件

物件番号	所在地
2	安芸郡熊野町初神二丁目9646番4

#### （留意事項）

- ※1 金額記入は、アラビア数字（0、1、2、3・・・）を使用し、金額の頭書きには「¥」印を付してください。
- ※2 金額については、令和8年度初神二丁目町有地売却申込要領のP6「7 入札保証金」をご確認の上、ご記載ください。
- ※3 最高価格の入札であっても、入札保証金の額が落札額の5/100以上でない場合、その入札は無効となります。

入 札 書

金 額

				百			千			円
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

熊野町財務規則その他関係法令を遵守し、令和8年度初神二丁目町有地売却申込要領について承諾のうえ、上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

熊 野 町 長 様

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（法人名及び代表者名） \_\_\_\_\_ 印

記

物件番号	所 在 地
2	安芸郡熊野町初神二丁目9646番4

入 札 保 証 金 還 付 請 求 書

令和 年 月 日

熊野町長 三村 裕史 様

申込者または代表者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印

¥

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、熊野町に納めた上記入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	銀行（金庫）	支店
	銀行・支店コード	—	
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)	

申込者と口座名義が異なる場合は、下記の振替依頼書と委任状の記載が必要です。

振替 依頼書	<p>上記振込先へ口座振替してください。</p> <p>口座名義人（受任者）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>
委任状	<p>上記の者を私の代理人として、入札保証金の受領について委任します。</p> <p>申込者（委任者）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>

## 入札結果の公表等に関する同意書

私が、令和8年度初神二丁目町有地売却一般競争入札の物件番号2の物件を落札した場合、熊野町が行う入札結果のホームページへの公表及び問い合わせについて、下記のとおり取り扱ってください。

■町のホームページへの入札結果の掲載及び、電話等での入札結果への問い合わせについて

・落札者の別（法人・個人）を公表することに（同意します / 同意しません）

・落札額を公表することに（同意します / 同意しません）

（【同意できない場合の理由をご記入ください】）

令和 年 月 日

熊野町長様

1 申込者または代表者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印

電話番号

2 連名者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印



## 物 件 説 明

この物件説明は、御購入希望者が現地を確認されるうえでの参考資料です。

物件は、「2. 物件の確認」(3ページ)のとおり、現況のまま  
で引き渡します。

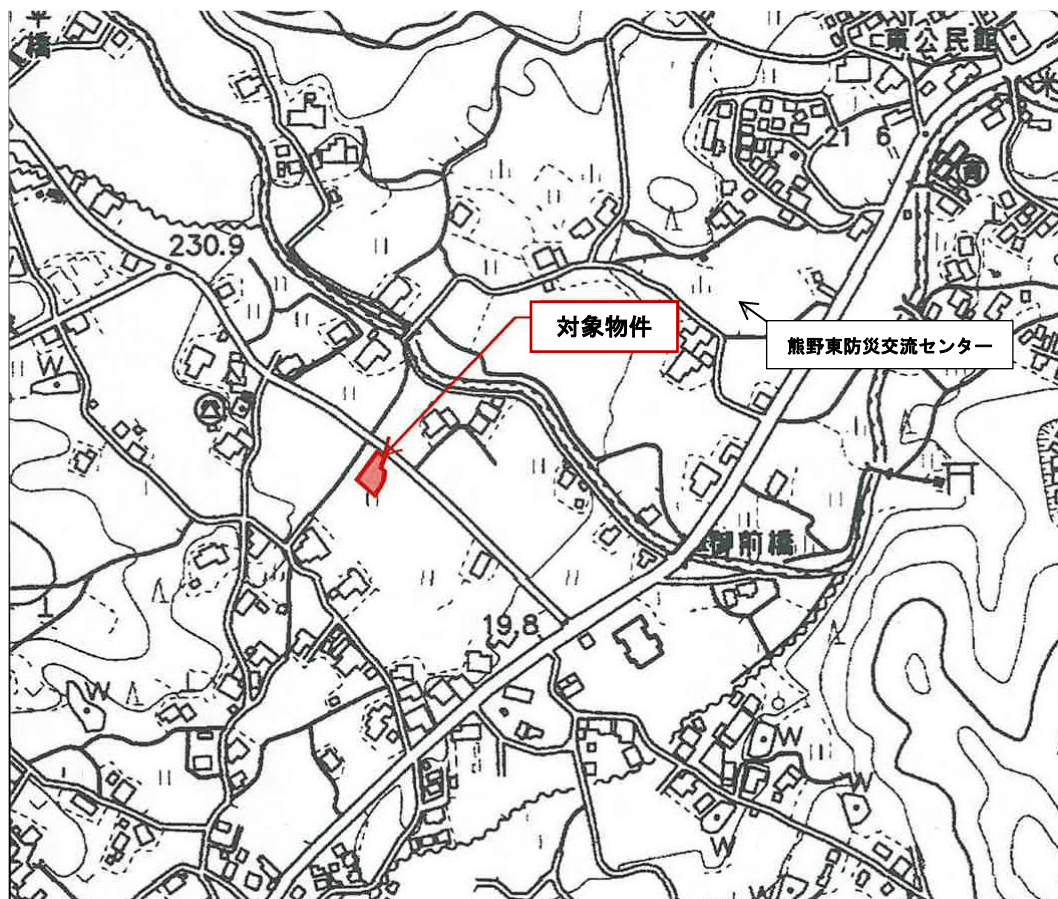


所在地	熊野町初神二丁目 9646 番 4			
地積	公簿		現況	
	地目	地積	地目	面積
	雑種地	337㎡	雑種地	337.49㎡
利用の現状	更地			
形状等	地籍図のとおり			
接面道路の幅員等	広島県の水道用地を跨ぎ、北東側に幅員約 6.5mの町道と接面(概ね等高でほぼ平坦な中間画地)している。			
都市計画法の制限	市街化調整区域			
	用途地域	無指定	その他	宅地造成工事規制区域
	建蔽率	70%		
	容積率	400%		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地と北東側の町道間に広島県の水道用地（初神二丁目 9646 番 3、広島県水道連合広域企業団管理）があります。水道用地の現況は用水路で所有者不明のグレーチングが設置されています。（占有に関する資料はありませんので広島県水道連合広域企業団に確認してください。）</li> <li>敷地と隣接地の町有地（初神二丁目 9646 番 7）を囲うメッシュフェンス（忍び返し付）高さ 2.2m、延長 75mと門柱 1.8m 2本が設置されています。また、初神二丁目 9646 番 7には、電気事業の電柱 1本と町所有の防災行政無線が 1本設置されています。メッシュフェンスを撤去する場合は、町防災安全課と協議をお願いします。</li> <li>市街化調整区域であることから建築する場合は、都市計画法上の許可が必要になります。また、敷地と町道初神中央線と接道は、広島県の水道用地が存在するため、建築基準法上の接道はありません。このため、建築を検討される場合は広島県西部建設事務所建築課に相談してください。</li> <li>宅地造成工事規制区域のため、造成工事等を行う場合は町都市整備課に相談してください。</li> <li>地下については埋蔵物調査、土壌汚染調査等はありません。</li> <li>上記を含め、現状有姿での引き渡しとするため、事前に現地を確認し、関係者と協議する等、土地利用計画に合わせた適切な処置を落札者の負担と責任で行ってください。</li> </ul>			
供給処理施設	電気	中国電力ネットワーク(株)にご確認ください	下水道	熊野町役場 下水道課にご確認ください
	上水道	広島県水道広域連合企業団 熊野事務所（熊野町役場内）にご確認ください	都市ガス	広島ガス(株)にご確認ください
交通機関	【朝日交通バス】 下初神バス停 約 250m			
公共機関等	役場	約 2.8km（熊野町役場）	交番等	約 2.7km（熊野交番）
	保育園	約 750m（はつかみこども園）	消防	約 2.0km（熊野出張所）
	小学校	約 1.0km（熊野第二小学校）	郵便局	約 3.8km（熊野郵便局）
	中学校	約 3.3km（熊野東中学校）		
その他				

物件番号② 熊野町初神二丁目 9646 番 4

- 区 分：土地
- 実測面積：337.49 m<sup>2</sup>
- 用途地域：市街化調整区域（無指定）
- 交 通：朝日交通バス 下初神バス停 約 250m

位置図



現地写真



